

# 宋代地方小都市の一面

——鎮の変遷を中心として——

梅原郁

【要旨】 中国の大都市はその大部分が、古くからの州・県治の所在地であつて、どちらかと言へば本来は政治的色彩の方がより強いものであつた。五代を以て唐と宋の間には都市の上でも大変化が起つている。宋以後になると、これ迄の州・県城を中心とした政治都市以外に、地方農村の内部や、交通路に沿つて、かなり多くの鎮・市と呼ばれる、主として商業によつて盛んとなつた中小都市が勃興するようになる。こうした中・小都市の性格を分析し、それを生み出した当時の社会との關係を考察する事は、此のよな地方商業聚落の発展の様相が中国の特殊な近世社会の重要な一面を形成してゐたと考えられる事に必須のことである。今ここでは特に「鎮」をとりあげて、鎮の宋代に至る迄の変遷とその内容の一面を素描し、將來、体系的に当代の都市と鄉村の關係を究明する時の一助としておきたい。

## 一、鎮の変遷 —— 唐・五代の鎮 ——

宋以後、中・小都市を意味するようになった「鎮」という名詞は、既に北魏時代から現れた。それは軍隊の集団に与えられる名称で、民政を司る州県とは別系統をなして中央政府に属してゐた。此の体系は五代迄継続するが、宋代に入つて変化し、宋の中央集権、その文治主義政策の遂行に伴つて、一般民政系統の中にくみ入れられ、県の

下部組織を構成するに至つた。そしてこのことは同時に、中国に於ける農村の都市化と平行して起つた現象であり、既に先学の指摘された所であるが、今若干の史料を補足しつつ再説してみたいと思ふ。

このような変化の最初の段階は、鎮の細分化である。北魏の鎮は、少くも州と対等のものであり、唐では普通に節度使が鎮とよばれてゐた。唐中期以後、節度使はその配下の士卒を分遣して、管内の州・県治をはじめ、都市・関津等の政治的・経済的中心地に常駐せ

しめ、自己の腹心の將校をその將帥（鎮將・鎮使）に充て、その軍団を鎮と称した。

唐が滅亡し、五代十国の動亂時代に入ると、各地に跋扈した軍閥政権は、乱世に対応して地方郷村のすみずみ迄行きわたつていた自警団を、自己の命令系統の下におかんとし、自警団の首領——おおむね土豪——を鎮將に任命した。そして土豪の支配する自警団の管轄区域も鎮と呼ばれ、こうした鎮が州内に点在するようになった。

節度使の支柱となつた鎮將の支配区域たる鎮は、幅員十数里から数十里を有し、管内に都市・郷村を含み、一般に鎮將は都市に駐していた。鎮を支配する鎮將は管内の警察・裁判・徴稅權を悉く掌握していたのであり、鎮内に対しては略々完全に支配權をふるつていたと見られる。かくて鎮は県と共に州に属する同格の行政単位と化し、一州の行政は鎮將の支配と県令の支配とが重複し、剩さえ鎮の強化は、県の権限の大縮小を將來し、中には鎮の勢に圧倒されて消滅する県もあつたといふ。（白野照三郎氏「五代鎮將考」東洋學報二十五ノ二周藤吉之氏「五代節度使の支配體制」史學雜誌六十一ノ四・六）

宋・太祖・太宗は節度使の勢力削減につとめ、鎮使・鎮將を廢し、其の職權を朝廷より派せる知県にうつし、鎮は概ね廢してただ人口多く商業盛んなる地に於てのみこれを存し、監官を置いて煙火・盜賊の事を司らしめた。圍初より神宗頃迄の間に無用の鎮は悉く裁汰され、逆に交通の要衝にあたり、商工業の盛んな鎮は益々發達して

立派な小都會をなし、これより以後、鎮は全く小商業都市を意味するようになった。（加藤繁氏「唐宋時代の革市及び其の發展」支那經濟史考証上）

宋に至つて数多くの鎮と呼ばれる小商業都市が出現したことは非常に特色ある事象であるが、何も鎮なるものはこの時一挙に出現したものでなく、名稱の上でも、實質の上でも唐中期以後五代の動亂をへて、さまざまな変化・紆餘曲折の結果現れたものに他ならぬ。即ち鎮は字義から言えば、鎮撫・鎮戍・鎮戕という熟字が示すように、元來軍事的な色合いを持つものであつた。唐の中期以後・節度使が自己の管内の要衝に軍団を派して鎮となしたのは、まず管内の兵權・警察權の掌握を意圖したからに他ならぬ。少くとも唐代にあつては鎮は、表面上は、伝統的な朝廷の州県制とは別系統をなす軍事組織にすぎなかつた筈である。それは朝廷の州県制に対立して、軍事及び特殊警察權を分担する、いわば二重體制の一面でしかなかつた。賦稅や婚姻・田訟のことは、従來州県の管轄に属し、盜賊を捕え、煙火を取締るのは巡鎮の司の管轄に係る。お互の間には区分があるので勝手に越權行為をしたり、相手の職分を犯してはいけなという記事は、唐より五代にかけての鎮は、未だ宋代に於けるような意味は持たず、主として警察權を行使する軍事行政区劃であつたことを示している。

（附唐元龜卷六十一 帝王部・立制度・廣順三年七月）  
（丁酉 同卷六十六 帝王部・差旁令 廣順三年十一月）

しかし、中央権力の弱体化と節度使勢力の強大化は次第に鎮將、の権限拡大へと進む。二重体制の一方、文官側の勢力は次第に有名無実と化し、鎮は事実上一つの行政区劃として藩鎮の管内に棋布するようになった。こうした鎮は県と対立するものとして把握されるのであり、例えば五代・宋初に県名と同じ鎮が存するとしても、それは鎮將の治所が県城内に置かれていたものに他ならない。

宋敏求の長安志では、涇陽・高陵・醴泉といった鎮が県城内にあると記されて居る。加藤博士はこれを「独立の市街地を持たぬ鎮であり、県令の権力を奪わんとして置かれたものである」（加藤博士）と言われている。県城内の鎮が県令の権力削除の為に置かれていたことはその通りであろうが、五代の鎮が独立の市街地を持つことを条件としていたかどうか——つまり宋代でいう鎮と同じ意味であつたかどうか——は大いに疑問である。

湖州では五代には二十四鎮が存した。（中略）鎮將は自己の親隨を用い、煩苛に刻剥をなし、民は生活に安んじ得ない。県官は名は民事を掌握するとはいうが、実際は東手傍観する上で、人々は長官はデクの棒だと戯画化してしまふ始末。鎮を置くことが多くて毎県治にさえも殆んど鎮がある。（卷十管鎮）

と嘉泰興志にも記されているように五代の鎮は鎮將の治所及びその所管区域全体を指していた。

唐中期以後の貨幣経済の優勢、商業の活潑化、旧市制の崩壊は、これ迄の州県城の他に、交通の要衝・商取引の中心となる場所に純粋の商業聚落を生み出しつつあつた。良くひかれる例であるが、樊川文集に「江淮の間には草市多し」とある如く、主要交通ルートに沿辺では、このような聚落がかなり発生していたことが推定される。

こうした聚落が正確にどの程度迄分布し、又発達していたかは明らかでないが、鎮將はその治所を港灣・関津といった交通上・軍事上の要地に選ぶのが普通であつたろうから、必然的にこうした小聚落がその治所——鎮となつたことが多かつた。そして時代が下ると共にかかる聚落は——恐らくははじめは一括しては村市（場合によっては草市）と呼ばれ、普通は何々市というような名で呼ばれていたであろうが——鎮という呼称にすりかえられていつたと考えられる。

五代は乱世ではあつたとは云え、十国各々の内部では凡てが戦時体制の下におかれ、軍閥が苛斂誅求にあげられていたわけではなかつた。むしろ各王朝は形式は異なるにしても、夫々富国強兵策を講じ、その結果は地方によつて、文化的にも経済的にもかなりの進展がみられた。ただ各国とも常にことある時のために国境地方の軍備は怠らなかつた。国境警備の成營は多数の軍隊を駐屯させる消費区域でもあつたから、成營を中心にした商業活動も行われ、一つの聚落が形成されることも決して稀ではなかつた。

蘇州府の梅季鎮は、呉越錢氏の時、梅世忠・李開山を遣わして此の地に成せしめ、江北南唐の軍を防禦せしめたのにはじまる。居民は軍成によつて市を成した。

と大清一統志は琴川志をひいて述べ、同じようなことは福山鎮の条でも記されている。又宋代の四川省の鎮（これについては後述するが）も軍成から聚落へと發展していつたものが多かつたと推測される。こうした聚落も又後代の鎮への基盤を提供していたといえよう。

要するに唐宋・五代に於ける鎮の意味は宋代以後普通小都市の呼名として使用する鎮と相当異り、それは商業的というよりも軍事的色彩の極めて強いものであつた。では宋代に至つて鎮はどのように変化し、又それ以後の歴史の流れの中にあつて、どんな位置を占めるようになったのであろうか。

## 二、鎮の変遷 — 宋初の鎮 —

宋の制度は、古いものは名目だけを残しておいて実質をすりかえるようにしたものが多くといわれている（富崎市定氏 宋代州縣制度の由来 史林 三十六、二）。ここにとりあげる鎮に於ても同じようなことが言えるだろう。藩鎮の勢力を削減し、天子を中心とした中央集権独裁制度の樹立を目指すした宋朝では、まず節度使の手足であり支柱であつた鎮——鎮將、の支配体制を除かねばならなかつた。鎮將の権力削減はしかしそう簡

単に行くものではあるまい、その過程は地方によつてかなりの差が存した。すでに建隆二年に「州郡を置き、鄉村の盜賊を司らしめ、

鎮將の主どる所はただ郭内のみ」（統後治通鑑長編以下長編と略称し卷三十八）といわれているが、四川地方では数十年後の真宗景德年間

に「鎮將は鄉村の盜賊を捕えたり、詞訟を受けることが出来ない」（長編卷六十一）と禁令がくりかえされているあたり、その困難さがうかがわれる。建隆の詔で注意されるのは郭内という言葉と、鎮將の

事務内容が警察権以外にはふれられて居らぬことである。郭内は普通は州治・県治の城郭内を指すが、此の場合は少し拡張して、鎮將の治所のあつた場所——結果的にはもの鎮という名で呼ばれる小聚落である場合が多いであらう——を含むとみたい。即ち宋初、朝廷の威令の直接行われる地方にあつては、五代の頃事実上の行政区劃であつた鎮は原則として完全に廢され、州縣制一本にぎりかえられてしまう方向がうち出された。そして鎮將の位置は、未だ中央政府に直屬する資格のない者、即ち文官ならば選人、武官ならば使臣という低い資格に落され、暫定的に警察権だけ残されてその旧治所の周囲の捕盜にあたるようにされていた。従つて例えば長安志に、

鎮が県治内におかれるように記録してあつても、それを鎮將の治所と解し得れば、宋初にかかる場合が存在したのも首肯される。加藤博士は「無用の鎮は悉く裁汰され、人口多く商業盛んな地に於ての

みこれを存し」（加藤敏氏）と説明され、嘉泰輿志卷十にも略々同じような記述がみえている。しかし結果的にはこの通りであつたとしても、宋朝の政策としては最初から唐—五代と存して来たような意味での鎮は全廃する方向にあつたとみて誤まりなからう。北宋中期から南宋にかけて夥しく出現する鎮は、前代のそれとは名実のかなりかけ離れたものなのである。

### 三、宋代の鎮

一体宋代の人は鎮をどのように定義していたのであろうか。簡易百科辞典・高承・事物紀原卷七によれば、

民が聚まつているが県を成す程大きくなく、而して税課のあるものは鎮とする。或いは官を以て監督せしめる。

と述べられている。此の説明は鎮の一面はあらわしているがはつきりした定義とはなつて居ない。即ち南宋に入つて特に江南で著しく発達した市（村市）もこの規定にあてはまるからである。同じ商業小聚落である市と鎮とは単なる大小の区別といつた漠然としたものではなくて、もつとはつきりした相違があつた筈である。ここで宋代の鎮というものの概念をもう少しはつきりと規定することも無意味でなからう。

宋では、鎮は県の下で郷とともに地方の一行政区劃となり、郷

が農村を指すのに対して、鎮は農村の小都市を形成した。宋の鎮は市街地とその周囲の耕地とを含み、鎮の市街地は特に鎮市といわれた。

と周藤吉之氏は平凡社世界歴史事典「鎮市」の部分で定義されている。成程五代までは鎮は一つの行政区劃とも言えるから、その中に都市・郷村をも含んでいたであらう。但し宋は州県制一本にぎりかえる事をその方針としたので、従来の州県城以外に発達した商業聚落を郷村に編入することは、いろいろな面で不都合であつた。そこで旧鎮將の治所であることが多かつたかかる地方聚落に、鎮の名をそのまま与えて、一つの特地域を形成せしめたと推定される。つまり鎮というのは州県郷里という支配体制からはみ出した、その意味では異質的な存在であつたわけである。一体宋代の行政で、郷とは地積区分であり、鎮と村とは、郷なる土地の上に生じた聚落だけの名称である。後世の地方志、唐宋代の地方志に於いても、鎮は府州県郷里（或は新法以後の都）等といつた行政区劃とは全く別の体系として扱われているし、その外説史方輿紀要や大清一統志から清國行政法に至る迄、鎮を行政区劃としては扱つて居らぬようにみえる。更に鎮には一定の職務と肩書を持つ一定人数の長官は置かれて居らなかつた。鎮の官については後に述べるが、原則として宋代の鎮には略々一人乃至二人の官が派せられていたことが知られる。ただそ

の名称は知県・県令といったきまつたものでなく、便宜上、監鎮官などと総称されていても実は県尉・巡檢・主簿や監場務官等まちまちであつて、鎮官としての職責も場合によつて随分異つていたようである。

鎮はつまり郷村内の主として商業的密集聚落そのものを称する名稱であつた。注意すべきは、鎮は地上の人民集団のことで、地面以下は県郷の支配する所であつたことである。そこで鎮と呼ばれる場合に、共通に見られる条件、特に鎮と市を区別する条件を二・三あげてみよう。

#### 四、宋代の鎮の特色——鎮の官——

第一に宋代の鎮と呼ばれる中小商業都市には殆んど必ずといつて良い位官が派せられていた。宋史卷百六十七職官志、宋会要稿職官四十八鎮將、文獻通考卷六十三職官考によると鎮の官については次のように記されている。

宋の制、諸鎮の監官は盜竊を取締まり、火禁のことを掌る。又征稅・權酷の事務をも兼ね、その出納・會計を取り扱ふ。刑事上は杖罪以上は県に送り、微罪はその場で決める（決遣）ことを許す。

此の監鎮官は原則としては各鎮に一人づつおかれ、鎮の事務に専任すべきものであつたのかも知れないが、実際はその内容は地方によ

つてまちまちであつた。最も普通のケースは商業ルートにあたる鎮の場合である。こうした鎮では商稅・酒稅や塩課の収入がかなりあつたので、監何々鎮酒稅等といった肩書を持つ主として使臣と呼ばれる位の低い武官が任命され、税金の管理と共に煙火公事を司つていた。こうした例は数多くあるが一つあげると長編卷百四十九、仁宗慶曆四年五月乙丑に

河南府の潁陽・寿安・偃師・緜氏・河清の五県を省いて、すべて鎮と為す、各々の鎮には軫運使をして、幕職州県官（文官選人）・使臣（武官）二人を推薦せしめ、酒稅・商稅を監し、煙火公事を管勾せしむ。

とみられる如くである。

監鎮官に任命された使臣や選人は、京朝官つまり高等官、いわば普通にいう士大夫ではなかつたせいもあつてか、その質は劣悪で、行政面にも習熟せず、一般政務は配下の吏人に任ずのが通例であつたらしく、各地で改革の声が起つている。

宣撫司言らく。近頃、陝西の潮城県を廢して鎮としたが、ここは人戸がかなり多く、若し使臣を差して管勾せしむれば、民事に通曉しないことであろう。調べてみるとこのような鎮も間々あるようであるから、願わくは京東東路の条例によつて、監司に委ねて、親民京朝官を推挙せしめ、これに鎮の仕事をまかせ、杖以下

の公事を決断せしむることを許されよ。〃 朝廷ではこれに従い、その上諸路に詔して、監鎮官として京朝官を差遣すべきところあれば上奏せしめた（長編卷二百十七 熙寧三年十一月癸卯）。

こうした動きはかなりあつたとみえ、例えば湖州の各鎮でも使臣の監鎮官を京朝官に交代させるように願つている（宋会要稿方域十一市鎮七日嘉泰）（宋会要稿方域十一市鎮七日嘉泰）。この監鎮官は、前述のように地面から上の聚落だけを支配するのであるから、地面以下にかかる両税には関係しないのである。

次にみられるのは県尉・巡檢に鎮を管轄させる方法である。鹽城集卷三十五や宝慶四明志・嘉定赤城志などによれば、巡檢は客軍を指揮し、県尉は警察隊なる弓手を指揮すると区別されている。県尉は知県の下にあつて、位置は主簿と同じく、小県では主簿の職をも兼ね、弓手を閫習し、警察業務を担当した。これに反し巡檢はより軍隊の色彩が強く、州に属し、江湾や運河の要衝・海道の島嶼などに寨を設けて大がかりな捕盜にあつてゐた。

さて県尉が鎮官として派せられる時、多くの史料の示す例は、新しく盛んになつた聚落に、その所轄県の冗員―或る場合は県尉であり又主簿でもあつた―を差して尉司を建てしめ、聚落を鎮とし、その煙火公事捕盜を司らしめるというケースであつた。

滁州の来安県を廢して鎮と為し、清流県に撥隸する。見任の来安県尉を差して改めて来安監鎮に充て、烟火盜賊公事を通理せしむ

（宋会要稿方域十二市鎮雜）  
乾道九年閏正月三十日）

又重要な鎮に税官の他に県尉が添置されることもあつた。

〃 楓橋鎮は浙東一路の衝要の地である。（中略）たた鎮官・税官が一人づつ居る丈で、これらの官ではおどしがきかず、姦民を彈圧することが出来ぬ。県尉一員を増して武挙初任の人を以て注授されるよう〃との上申が認可された（宋会要稿職官四十八鼎）。同じような例は湖州の四安鎮等にもみられる（宋会要稿兵三廂巡）。鎮を作り、巡檢をして管せしめる例も数多く見られるが、繁雜であるから一つ丈あげておこう。

宿州虹県の子仙埠を以て鎮とする。通海鎮の巡檢司を子仙鎮に徙し、なお鎮に場務を置く。商税を收し、塩を売り、及び淮河西岸、淮陽軍界より鎮に至る迄の煙火公事を司することは巡檢がこれを兼ねる（長編卷四百一）。（元祐二年五月乙丑）。

此のように、主に交通上の要衝に位置する鎮の監官は酒税（酒課と商税）と警察業務を司つていたことが知られるが、鎮には此の他に特殊なバックグラウンドより生育したものがあつた。例えば泰州の西溪や海安鎮（宋会要稿方域十二市鎮）、兩浙の海岸に沿つた明州の岱山や台州の杜瀆といつた塩場を背景に出来た鎮では鎮官はその事務をも管轄していた（嘉定赤城志）、興州の青陽鎮のように銅場によつて発達した鎮では監税官がこの銅場の監官をも兼ねていた（蘇轍集）

卷四 長編卷三百九十。鎮によつては駅や渡場や閘などの存在するもの  
元祐元年十月癸丑

もあり、こうした場所は鎮の官が兼管する場合もあり(会要 方城十二  
市鎮雜錄 紹興二十  
九年七月)、或は監渡官や監閘官が別に鎮内に庁を設けて派せられる  
三日など

こともあつた(海澄記)。鎮の官がその地の特殊事情によつていろいろ

な事務を兼管した例は、いくらでもあげられ、江南に発達した圩な  
どの管理さえも近くの鎮官が兼管している(宋会要 食貨七 水)。しか  
し鎮官は何時の場合にも県の出先機関という性質しか与えられず、

鎮内の全権を委任されていたわけではなかつた。

諸路の鎮市は本来県邑に属する。法律上はただ監鎮官は烟火公事  
を管するのみで、杖罪以上の裁決は県が行うべきである。それに

最近牢獄を置き人民を留置し、事件の大小をわきまえず、吏を遣わ  
し、判決文や命令書を作成する。これは一県にして二人の長官を

作るものである。あらゆる監鎮官はよろしく、烟火公事文を取扱  
い、その他の田訟や婚姻といつた民事にかかずらわつてはいけな  
いし、かるがるしく牢獄等を置いてはいけない(宋会要稿 方城十二 市  
鎮雜錄 紹興十四年七  
月十  
四日)。

因にこうした禁令が必要であつたのは、真西山文集卷七 罷黃池

鎮行鋪状に「鎮市では法律上は廂房を置くことは出来ぬ。しかるに  
勝手に四廂の制を創め、人民を囚繫し、吏人はここでも人民より賄

賂をせしめる」とあるようなことが、かなり普遍的であつたため

あろう。揚子江中下流域や、淮水、大連河に沿つた鎮では略々完全

に中央より何等かの形で官が派せられていたことが確かめられ、宋会  
要方城十二の「市鎮」とか同五七の「州県陞降廢置」等の「為

鎮」という文字に附属して、官が置かれたことをたどり得る。勿論  
「市」にも時としては官が置かれた例も見られるが、例えば南宋の

地志などに照しても市には原則として常駐の官は置かれなかつたと  
いえる。

ただし必ずしも官がおかれているから鎮と称せられるとは言い切  
れぬ場合もあり、嘗て鎮であつた所などでは、官を廢されてもお、  
鎮と通称された場合が考えられる。

開州の新浦鎮は慶曆年間に廢して鎮とした。本鎮は州城を去るこ  
と遠く、深山幽谷に位置し、姦惡な豪族が肆に行動している。さ

きに酒官一員を差し、本鎮にあらしめ烟火公事を兼ねしめた。と  
ころが紹興年間に至つてこれを省いたので悪者を彈圧する官がな  
い(宋会要稿 方城十二 市鎮雜  
錄 乾道九年十二月四日)。

一方又次のような例もみられる。

詔して、光州褒信県は廢して褒信鎮と為し、淮南の上由市に移治  
せしむ。土豪の主領を挾びて下班祗応(武選の最下級)に補し、

鎮を監し烟火公事を兼ね司らしむ(宋会要稿 方城六 州縣陞  
降廢置 紹興五年七月十四日)。  
元豊九域志によれば四川省の鎮の数は中原に比して驚く程多い。九

域志に従つて全國の鎮の分布をあげると次のようになる。

	府州軍数	県 数	鎮 数
四京	4	50	84
東路	9	37	29以上
西路	7	35	32
南路	8	30	59
北路	8	45	61
東軍	16	40	108
西軍	16	53	51
北軍	18	83	91
東路	16	38	77
西路	22	75	19
南路	10	37	62
北路	9	32	112
東路	14	79	75
西路	10	48	54
南路	10	47	52
北路	7	34	23
東路	12	47	44
西路	13	58	163
南路	13	49	141
北路	10	39	117
東路	12	30	77
西路	8	45	24
南路	15	40	36
北路	26	64	53

既に古くから蜀の地が相当の發達をとり、特に唐宋、中原の亂を避けた名士がここにうつり、五代を通して文化的にも高い水準を維持していたことは良く知られているが、成都・重慶・興元府などを除いて、山岳重疊たる四川全体の殆んどすみずみ迄、江南地方でみられるような商業都市・鎮がかくも多数分布していたのであろうか。そして当時四川では商品流通がかかる多数の聚落を生育せしむる程盛んに行われていたのであろうか。結論を言えばたしかに四川には多くの鎮らしい鎮も存在していた。宋会要稿の食貨・商稅・酒麴雜錄やその他の部分に出て来る鎮の名称を九域志にあてはめて行くと

良く一致する。梓州の場合など九域志は三十八の鎮をあげているに對して

梓州は西川の勝、水利の衝に位置し、劍外の一都會を為す。今九邑(県)四十鎮を管している(宋会要稿食貨七州縣降廢。重和元年十一月二十一日。)

とあり、その略々正しいことを裏付けている。しかし四川の鎮の多くは文献通考に言う「内地の壯郡に倍する小壘」(卷十四)がこれに相當し、孟蜀以来、軍事的な意味を持つていた各地の豪族の自治組織聚落を、そのまま鎮と呼んでいたようにも考えられる。四川の坊場は会要では某々務と記すものが多く、それが九域志ではすべて鎮所在地であり、一方、四川の鎮の商稅場の記録が会要では殆んど記載されていない。また此の地方の鎮で官が所在したことを明白に示す史料が殆んど見当らぬし、更には後世四川では鎮は中原でみられるように多く發達せず、大淸一統志などでも極めて少数しかのせて居らぬことなどから考えると、此の時代の四川の鎮は、中原のような商業聚落というよりも、豪族を主長にいただいた自治集團に近い地域区分の方が多かつたのではなかつたのだろうか(宋太宗實錄卷七十八。至道二年八月丙寅。)

### 五、宋代の鎮の特色

#### 附、坊郭戸の問題

第二の問題点は鎮という区分の中に含まれた戸に對する行政上の取扱いである。結論から言えば鎮の戸は坊郭戸の取扱いを受けてい

たと言えよう。長編卷三百九、元豊三年冬十月の保馬法に関する詔の中には県坊郭に対して「鎮坊郭」なる語が見え、宋会要稿、食貨七十綱放雜録、治平四年九月十三日の条にも「鎮坊郭人戸」が見られる。又保甲法実施の際にも、鎮市・草市は郷村とは別個の扱いを受けている(長編卷二百五十二)。では市は坊郭の取扱ひを受けては居らなかつたのであろうか。ここで市の内容をもう一度考えてみなければならぬ。最近曾我部静雄氏は「草市は州県城の周圍に、城内の官市に対していわば私に出来た商業区域であり、鎮とはその發生の性質を異にするものである。」と發表された(社会経済史学二十四)。史料面に関しては、草市は州県城の周圍にその存在を示すものが、圧倒的に多い、草市は矢張り粗末な市として官市に対するものであつたと理解するのが無難であらう。ただ、中國は広く、時代により、場所により必ずしも同一名称が同一事實を指すとは限らない。元來は城内の商業区域たる市に対して、城外に發生した私市を意味した草市も、地方郷村の交易場として發達した村市も共に粗末な市ということから、概念的に草市と呼ばれるようになったのではなからうか、しかし南宋の地志に多く示されている市が果して一括して草市と呼称され得るや否やは疑問である。

詔すらく、戎・瀘州の沿辺の地方は、蕃人・漢人が雜居している。その上州県を去ること遠く、或は食品や塩・茶・農具などの入手

が困難である。人々は此の沿辺地域に草市を作り、商人を招集し、そこで商店を開かせることを願つている(長編卷二百八十一)。

とあるのは少くとも北宋中期には地方の一区域に人為的に作られた商業聚落を草市と称して居り、ここからも条例によつて酒稅・課利を納入させていたこともあつたことを示している。ただ県城の周圍以外、農村や交通路に沿つて發達した市は必ずしも常に坊郭戸の取扱ひは受けてはいなかつたのではあるまいか。「鎮と為す」という語は、そこに県の出張所という政策的色合いがはつきりと出ている。

台州の寧海県の港頭鎮は、県城を去ること僅に五里の地にある。

既に県があれば鎮を立てる必要はないはずである(宋会要稿 方域十 九 廣漕九 蔡嘉 定十五年七)。

月二十七日)。

また市が相当の戸数に達すれば恐らくは坊郭戸の取扱ひといつた行政上の措置のために鎮に昇格する必要も起る。草市鎮という名を屢々見受けるのはこの理由による。

ここで少し横道にそれはするが鎮をも含めた宋代の都市と農村の一面にふれてみたい。宋では税制の上で都市と農村は別個のものとして扱われていた。兩稅法は、そのはじめは、賦課の、基準を各戸の全資産の多寡に置いていた。其の後兩稅法の内容に大變化が生じ、賦課の基準は全資産より耕田所有額におかれて地租的性質と化し、その範圍も農村丈となつた(日野明三郎氏 五代の治 史源十三聯)。此の結果、宋史食

貨志に言うように城郭の賦と農村の租税―兩税とが分けられ、単にそのみならず都市の戸は所謂「坊郭戸」として、役法の上でも、保甲法の上でも農村と異つた扱いを受けるようになったのである。

従来宋代の都市の税制については「坊郭の戸は、官有の土地、家屋を借りているものには、家賃として房錢や、借地料として房地錢を支払い、私人の所有になる土地・家屋には、屋税、地税がかけられ、商店戸には別に商税がかけられた。」(曾我部静雄氏) という風に説明されている。宋代の史料の中には、都市の租税制度というもの

の組織づけて説明しているものが殆んどなく、食貨志でも「坊郭の賦」という言葉はのせているがその内容は何も知ることが出来ない。房錢や屋税といった税金は、いわば固定資産税とか家屋税に相当するであろうし、史料面に於ても或る程度は出現する。特に鑄免

の折には農村の兩税が除かれるに對して、坊郭の屋税を除くと對比して出て来るから(宋会要 食貨七十 鑄免雜錄大)、これが都市の正税であつたのかも知れぬが、南宋の地志類で賦税をあげた部分にはこう

した種類の税目が全くあらわれずその細目は依然大部分不明である。ただこれが農村人民を困らせた兩税とか差役のように苛酷なものではなかつたこと又は推測される。いわゆる坊郭戸が苦しんだのは「差

科」と呼ばれる一種の税目によつてであつた。

坊郭十等戸は、自来、官中で入用のもの(配備之物)や、飢饉・

盜賊・河防・城壘などの緩急で物品が不足するとすべてわりつけ(科率)を受け持たされ、郡県はこれに頼る(劉孝忠編集卷三論助役十害疏)。此の「差科」の実体はもう少し追及してみる必要がある。

全体に宋代の制度―或は宋代に限つたことはいかにも知れぬが―は中央で、或る原則を定めると、その実施上の細目は地方の特殊事情を考へて、地方官―上は転運使から下は県令に至る迄―に一任しその地方に則して行わしめたものが多い。中國のような広い土地では全国一様に、しかも中央の独裁君主の一片の政令でことが運ぶわけがないから、これは適当なやり方であるが、さて史料をみて當時の様子を再現する側からすれば、これは極めて厄介で大間違いを起す危険が多い。「差科」も此の例に洩れないと考えられる。

宋代では郷村は五等(實際は九等であつたが、五等から九等戸に括して五等戸と扱われた)に分けられていたの對して、坊郭は十等戸に分けられていた。農村の戸等は職役の割當の整備を目的とし、成文化されたのは太平興國五年のことであつた。では坊郭十等というのは何の目的で定められたものであろうか。これは郷村の役にかわる「差科」―即ち官中で必要な物品を無償調達する―必要から生まれたものである。

往時より、臣下の進言によつて、天下の州県の城郭戸を十等に分ち、順番をつけて物品をわりあて徴収することとなつた(差科)。

戸等を定めるのは当該官吏の能否に一任され、差配に堪える戸

(以上の中等)の十等に分つ場合もあれば、坊郭の民ならば貧窮  
孤老もかまわず十等に分ける場合もある。主戸丈を十等に分  
けることもあれば、主戸と客戸あわせて十等にすることもある  
(歐陽文忠公文集 卷百十六  
乞免浮客及下等人戸差科制子)

つまり農村の職役に相当するものが坊郭の差科であつた。差科とは  
或る場合には動詞にも使われ、又科配・科率・配買等とも称せられ  
その名称は必ずしも一定して居らなかつた。この内容はどのような  
ものであつたのだろうか。一口に官に必要なものといつてもそれは  
甚だ漠然たる定義でしかない。

城郭の民には祖宗以来、役なくして科率有り、科率は名有りて常  
数なし(長編三百九十四  
元祐三年正月辛巳)。

先の歐陽修の奏議の続きには、第七等戸の高柴は松明売り、第四等  
のある家は餅屋、十等戸ではその日暮らしの水売りや薪売りが科配  
を蒙つていた事を述べている。彼等各々が自分の商売物を官に納入  
していたのであろうか。恐らく彼等は官が勝手にきめて来る品物一  
或る場合には本当に官が使う紙とか墨とかであつたろうが、おおむ  
ね長官や吏人達の私腹を肥す品々に変えて納入していたものと推  
定される。ずつとこのことであるが科配について次の如き規定が  
みられる。

諸路州県で公用に使うべき品を勝手に人民にわりつけてはいけな

い。法文に依れば、わりつけるべき物は、当職官が自分から品量

し、順番に均しくわりつけ、不公平がないようにしなければなら  
ない。転運使は多く州軍の大小を、州軍官は県邑の戸・家力を

こまかく考えず大ざつぱに割当てて来る。各県では割当数を水増  
しし、此の間に公吏が介在して更に悪事を行い、何がどれ丈いり、

どの戸等のものからはどれ丈とりたてるかをはつきりさせない。

官に賄賂を送つたりする上戸はこれを免れ、そのしわよせをくつ  
た貧下の戸は破産するものもある。規定数が足れば、残りは官吏

が公然と自分の懐に入れる。今後転運司は州軍の大小に従い、州  
軍は県邑の人口・家力に従つて、公平に割当てるべきある。当職

官は法によつてしなだめをしてわりつけし、各等各戸の割当物

品名を州あてに申告し、よつて州は各戸の財産高とその割当物品  
数を県城にはり出さしめ、不平がある人民の申出を受け入れる

(宋会要 食貨三十八 和市)  
宣和七年四月二十四日)

しかしこれはあく迄も原則であつて、実際面ではかくスムーズに運  
用されたわけではなかつたろう。此の坊郭戸にかけられる差科は同  
類の和買、免行錢、坊郭助役錢との関係が明白に分析され得ない現  
状では、更につつこんだ考察が不可能であり、ここでは単に坊郭戸  
―領もその中に含まれる―には差科(或は代つて免行錢)が課せら  
れていた事を指摘するにとどめる。

## 六、鎮の種類 —— その成立をめぐつて ——

宋代の鎮はその成立上は大きく二つに分けることが出来よう、一つは唐代以来の商工業の発達と、農村の隅々迄貨幣経済が一応浸透した結果、純粹に商業都市として発達して来た聚落が鎮とされる場合である。これは加藤博士以来通説になつてゐる、草市から鎮へという発展段階の系列に属するものである。例をあげると、

徽州歙県の西の巖寺、東の新館の兩處は商旅が聚会する處である。近年州が官を差し、それぞれの處で商税をとりたててゐる。その額は年間、巖寺が六千三百余貫、新館が二千二百余貫である。

巖寺・新館を以て改めて鎮となし、酒稅課利を拘收したらいかであるか。と徽州が上言して来たので、江東東路轉運使にいつけて審議させたところ、巖寺は鎮とすべきである。新館は客旅が往来盛んであつてもその地の戸數は百家に満たぬから鎮となしてはいけない。との答申がありこれに従つた（宋会要稿 方城十二 市鎮雜錄 紹興五年五月二十）。（因に新安志によれば新館も一度鎮とされ、再び廢されたようである。ただその市井の繁榮はつつと続いていたらしい。）

農村の小聚落・市が次第に発達して鎮にあげられるケースは宋会要稿・方城等には枚挙に暇ない位存し、すでに加藤博士や岡藤吉之氏等もその例を多く引用されている通りであるからふれないでおく

（岡藤吉之氏 宋代の郷村における小都市の發展 史學雜誌五十九・九・十）

今一つは中央政府がその政策上、鎮を作るといふもので、多くの場合、こうして出来た鎮は商工業とそれ程密接に結びつかない。その代表的なものは冗官冗費の整理と役法上の問題の爲めに、主として仁宗代より神宗代にかけて、先には范仲淹等の手で、後には王安石によつて推行された累を鎮にする政策である。宋会要稿方城五七州累陞降置や、十二市鎮の条によれば、慶曆年間（河内府などで累が下されて鎮になつたものが相当數あり、全国的に実施はされなかつたであろうが、一部においてはかなりの効果もあつたようである。王安石も又その新法の一環である役法とからんで、累を廢して鎮とする政策を強力におしすすめた。元豊九域志や統資治通鑑長編紀事本末、廢累為鎮の条等によれば、熙寧・元豊の間、累が下されて鎮となつたものは八十にも達し、特に河北西路などでそれが著しかった。此の外金軍が揚子江流域を席捲したあと、破壊され、人口が激減した累も鎮に下げられた例も多かつたが、これは宋代の鎮の概念からは寧ろ例外に感したろう。又商業聚落以外に鎮とされた例では次のような場合もある。

広南東路の轉運判官徐九思言う。東の海上に香山嶠なる島があります。田戸は主客戶共に五千八百三十人、広州の東莞・南海・新会の三県に分属し、刑事訴訟の事件は受持各累が并理しますが、

波風がたつと一ヶ月以上も放りつばなしになります。何卒県を作り香山県と名付けて下さい。〃本路の監司が協議した結果、ただ香山鎮を置き、監官一員を差し、煙火、盜賊の事を管轄せしめた

(長編卷三月三十一)  
(元豊五年十一月癸未)

この記事は鎮が警察区域のように扱われた例であり、恐らく租賦等の納付期日のはつきりしているものは各県に納入されていたことであろうが、突発的な警察事務には常駐の官が必要であつたために、かかる処置が採られたので、宋代の鎮としてはこれも特殊なものといえよう。

## 七、宋代の鎮の内部

最後に鎮そのものの性格にふれてみたい。宋代の鎮の内面をうかがう史料はそう多くなく、いきおい平面的な事柄の羅列に終つてしまいはするのであるが。

まずその大きさである。海塩澁水志によれば、東西十二里南北五里、烏青鎮志によれば、烏鎮は七里と四里、青鎮は七里と二里というように記述されている。ただ激浦鎮の場合は南宋に入って非常に発展したものであつてそれ迄は周囲二里半の規模を持つにすぎなかつた。そこで激浦鎮の南北十二里、東西五里とは、12×5の方形とは考えられず、恐らく最大幅員が南北で十二里、東西で五里の意味

であろう。周藤氏は〃宋の鎮は市街地とその周囲の耕地を含み〃と述べられて居るが、これは更に一考を要する。原則としては鎮は周囲の郷村を含まなかつた。つまり市街をなす聚落だけで成立していた場合の方が多いようである。鎮が周囲の郷村とか田地とかを含むことがあるとすればそれは寧ろ例外——その多くは地理的に孤立した島全体を鎮としたような場合(例えば廣東香山鎮)に属したと思われる。鎮の中には莊園の聚落が発達したものも多く存したことは、その名称からも知られ、加藤・周藤氏もしばしば指摘されている。こうして出来た鎮は最初はその莊園の佃客等もその地域の中に含まれ、地主は今迄と同じくその周囲に広大な田地をもち、佃戸はその土地で働いていたことは十分に考えられる。しかしこのように莊園の聚落から発生した鎮でも、恐らくはその聚落が商業化して行つたからこそ鎮の扱いを受けたので、鎮となつてからは市街地丈は独立して別の扱いを受け、周囲の農村地区は昔のままの郷里制がしかれていたとみられる。県を廢して鎮と為す場合には例外なく周囲の郷村をその鎮から切り離して居るし、逆に鎮が県にされる時には周囲の郷を屬せしむるという記録がいたるところに見られる。

紹興府諸暨縣の楓橋鎮を義安県とし、知縣、縣丞、主簿、縣尉、

監稅官各一員を置き、諸暨の長阜以下の十郷を割いてこれに隸せ

しめた(宋會要輯 方域六 州縣條略)  
(慶道八年五月十一日)

宿州の零壁鎮は符離・虹の兩県に属している。(方城六によれば符離・虹・頓三県の中にあるとす。) が符離・斬・虹三県の賊徒がもぐりこみ、管轄の關係で捕えにくく、良民はおちおち生業を営めぬ。符離・斬・虹三県の

零壁鎮に近い郷をもつて本鎮に属せしめて、鎮を県とすれば三県の遠郷は皆新県の近境となり二税を輸するにも、役にも便利である。(宋会要稿 方城六 州界陸路。元祐元年四月二十五日。)

「鎮市」という語は或る場合には鎮の市街地を指すといわれているし、激水志ではこの説明は的確であるように思える。ただ鎮がすべてこうした市街地の外に附屬地を有していたかどうかはもう少し調べてみる必要があると思う。

次に鎮の人口である。二・三例をあげてみよう、多い方では激浦鎮の戸五千余がある。一般に北宋で県が鎮とされた時にはかなりの戸数(三千〜二千)を有していたようで、(投簡卷二百五十二 熙寧七年夏鎮。四月甲午。遂州重石鎮。合州赤水鎮。) 尤も南宋に入つて、金軍に蹂躪された地方の県が落されて鎮となつた際には百戸内外というものもあつた。(宋会要稿 方城十二 市鎮雜。紹興三十二年十一月。遂州重石鎮。) 大運河や揚子江に沿つて發達した鎮の人口の記録はないが、

その商税や塩課の割当て額からすれば人口数万、県城に比肩するものもあつた。地方商業聚落はその商家の戸数が百戸以上にまともなないと鎮とされなかつたとうかがわれる節がある。(宋会要稿 方城十二 市鎮雜。紹興五年五月二十。) これからすると鎮の戸数は最低数は百戸であつたらしいと

言えるが、その他は地方によつてまちまちで、一定地域内では県より小さかつたであろうが、僻地と中央とを比較すれば、地方の県より、中央の鎮の方がはるかに大きなことも多かつた。

遼州四県のうち、榆社県は主客一千七十二戸、遼山県は五百六十九戸、平城県六百八十八戸、和順県は四百五十九戸である。各々一鎮の人煙にも及ばない。(歐陽文忠公文集 卷百。相慶併縣奏狀。)

高承の事物紀源にもいうように、鎮の特色の一つに課利即ち農村の兩税以外の税収入がとりたてられるということがある。大部分の鎮が商業聚落である以上そこから収奪される課利こそが、鎮という特別区域を政府が作る一つの意義であつたと言える。此の課利は具体的に、商税、塩課、坊場錢、河渡錢、等に分類することが出来る。宋会要稿の商税及び塩法にはそれぞれ全国の鎮の年間規定商税額、塩課額が記載されているし、酒麴雜錄には酒務を列挙し、坊場が鎮にも多く置かれていたことを示している。宋代の商税は加藤博士が概説をなされているが、(加藤義氏宋代商稅考。) その徴収体系は殆んど判らず、宋会要稿には明細に商稅額があげられていても、果してそれが通行税と營業税を一緒にしたものなのかも不明で、単にこの数字の操作より、鎮の性格や当時の商取引の状況をひき出そうとする事は極めて困難なことである。けれども商稅場は中原の商業ルートにあたる各鎮には殆んどすべて設けられ鎮官が欄頭と呼ばれる吏人

を使つて苛細に取奪を行い(附頭については嘉定赤城式、享隆三山志、或はや慶元家法事類等に若干の記述がある)、或は買撲によつて豪民に請負わされたので、時によつては反つて商品流通を阻碍するようなこともあつた。國家の歳入からみれば、商税は

かなり重要な位置を占め、その額も年々増加している(張方平 奏集 卷二十四 論國計 事宋金要稿錄)。これは商業の発達を物語るものでもあるが他面州県城

以外に鎮などに税場を増置し、取立額の増加を行つた面よりも来ている。その他塩課の割当てなども鎮はそれ丈独立して別に扱われ、その面に於ても恰好のとりたて場所を提供し、坊場も鎮は附近の鄉村とは別の専売区域を指定されていたといえる。鎮の各戸が屋税や

地税をかけられていたかどうか判然としないが矢張りそれがあつたと見る方が妥当である(宋金要稿 卷七〇 歸政。 雜錄 治平四年九月十三日)。此の外一部地方に

於ける身丁錢や、時代が下つては和買折帛錢なども州県坊郭戸と同じように課せられていただろう。更に鎮は坊郭戸の取扱ひを受けていたから、前述の差料も当然科せられていた。その方法は判明しないが、結局はそれは金銭的な重い負担であることに變りはなかつた。

太平州の黃池鎮は商賈の聚る所で、市井盛んにして貿易も活潑である。州県官は必要のものあれば、皆一鎮の中から調達させる

(真西山集卷七 中御史台并 戸部照会罷黃池鎮行鋪狀)

そしてその取立てる品目は織帛・香貨・魚肉から蔬果に及んでいる。これらの品には官庁の宴会とか、長官の誕生祝とかいつた用途が大

部分であり、黃池鎮の場合は原則としては官から適正な値段を出して買上げるべき(和買)筈であつたが、實際は無償の強奪に終つた。此のとりたては黃池鎮では同業組合「行」を單位としていたように

いわれるが(加藤繁氏 宋代の行を論じて清代の會館に及ぶ支那經濟史考証上)、少し疑問な点は、鎮内の商店全部が「行」に入つていたのかどうかである。もちろん行は、免行錢の場合に見られる如く、差科に應ずることによつて、排他的独占権を認められていたのであるが、また「行」には店の意味があり、官中入用品で、何々の品はこの店から、何々はどこから——という意味の行とも解せられるからである。

鎮は多く水陸交通の要衝に位置したために、商人や旅人の宿泊地となつていた。入蜀記、呉船録をはじめとする当代の旅行記には「某々鎮に次る」といつた記事が多くみられる。特に天子が行幸する場合に、県城などよりも鎮に宿泊した記録も多く見える(宋金要稿 証 紹興三十。 二年正月三日)。また北宋代では陳橋鎮、南宋代では臨平鎮など、首府に近い鎮では外国使節送迎の設備も整えられていた(宋金要稿職官三十 年十二月五日)。

こうした商業交通によつて栄えた鎮にも、州県の大都市と同じく市易務がおかれ、監鎮官がこれを兼領している場合がある(宋金要稿 七 市易 建中略。 四年六月十八日)。

かなり大きな鎮には府州城のような大都市と同じように廂制が

——尤も非法ではあつたか——布かれて居たことがあり（太平州）、又鎮の内部は坊巷と名付けられる区劃が採用されていたこともある（海塩）。又大きな鎮では場合によつて城郭が築かれることもなきにしもあらずであつたが、これはむしろない方が普通であつた（宋会要 官四十八巡鎮 嘉定九年三月二十三日 無為軍半年半）。その他鎮内の階級構成については、上記激水志には主戸が少く、浮動人口——一般都市に見られる流れ者や客商——が多いと記されて居る。更には所謂「遙佃戸」なる不在地主階級の存在も考えられるが、鎮市の名の示すように矢張り商店を持つ商人階級が多く居住していたことであろう。鎮内にはかなりの財産・富が蓄積されていたことは、長編・会要などに、しばしば大がかりな盜賊が州県城とならんで、鎮をも掠奪の対象としていた記録が見られることから考えられる。

## 八、おわりに

こうした宋代の鎮がそれ自体を支えるような一つの安定した産業なり工業を持つていたかどうかと言へば、それはむしろ疑わしい。明代の蘇州地方で震沢鎮が居民二千余家、俱に耕織を業とし、盛沢鎮が綿綬を以て業となし（唐臨興江界志 卷一）ていたような状況を宋代に要求するのは未だ無理であつたであろう。ただ景德鎮の如く蓋轡で著名になり、或は、成都彭州の導江とか棚口といった茶場をひかえた鎮

のように特殊産業を背景に持つ鎮は別として、鎮自体が一つの産業を持つような場合は寧ろ少なかつたのではないか。唐宋・五代の乱世の中に、地方は地方なりの開発が進み、農業生産高はある程度上昇した。宋がこれを統一し各プロツクの枠が外されて生産力の向上に伴い、流通経済は唐代よりはるかに盛んとなる。これ迄県城を中心としていた、一つの経済圏は、県城と県城との中間にもう一つ小さな鎮を中心とした経済圏を形成せしめることを可能にする。貨幣経済にしても、商品流通にしても、県の下に鎮が来ることによつて農村のすみずみに迄浸透し、逆に農村の生産品はこの鎮をへることによつて更に活潑に他へ流通することが出来得る。宋代に於てかかる商業聚落が数多く出現したことは注目すべきことであるが、さりとてそれを過大視することは出来ない。鎮と鄉村の人口比率の目安を宋会要稿兵二にある保甲の数で割出してみると、鎮市と草市を合してもその鄉村人口との比は最も大きいもので略々全体の7%を占めるにすぎない（これはあくまでも目安で、確實な比率ではない）。その分布に於ても県城外三十華里以内に存するものは殆んどない。明・清時代例えは蘇州府で非常に多くの鎮が出来、その州県城に対する枠がぐつとせばまり、各鎮が自律的産業を所有するようになったことを考えあわせても、宋代の鎮の大半の基本的性格は、農村を中心とした商品流通の仲介役であつたと考えられるのである。

## European Cities in the Middle Ages

—in the connection of the feudal monarchy with the absolutism—

by

Yuji Aida

The object of this article consists in establishing a graphic formula. The establishment of urban and rural communities is prerequisite to the formation of the feudal monarchy, which finishes its task of centralization by grasping cities; the formation of the absolute monarchy is fixed by grasping cities and countries where the differentiation of status proceeds and relation of the governing and the governed, that of exploitation, and that of government and rivalry between cities and minor cities or countries have been formed. What the absolutism grasps is the upper of these, and how it grasps and what cities are should be a great factor to explain the degree of absoluteness in the absolutism.

## An Aspect of Local Towns in the *Sung* (宋) Dynasty

—development and history of *Chên*(鎮)—

by

Kaoru Umehara

Most of the larger cities in China were seat of old *Chou-chih* (州治) and *Hsien-chih* (縣治) and rather more of political character. In the period from the *T'ang* (唐) to *Sung* (宋) dynasty including *Wu-tai* (五代) a remarkable change took place in cities; after the *Sung* dynasty, besides old political cities constructed around the *Chou* and *Hsien-Ch'êng* (縣城), a good many of smaller towns called *Chên* (鎮) or *Shih* (市) prospered by mainly commercial activities were growing along traffic routes or within villages. It is essential to analyse the character of these smaller cities and to study their relation to the then society which yield them, for the development of these local, commercial towns seems to be important in later Chinese society.

This article presents an aspect of outlined history and contents of *Chên* (鎮) by the *Sung* dynasty, expecting to help our future systematic study of the relation between town and country.

## On Cotton Merchants of Cities in the *Su* (蘇) and *Sung* (松) District

by

Takanobu Terada

In the delta plain around *Su-chou* (蘇州) down the *Ch'ang-chiang* (長江) river, the cotton industry has been widely developing since the “*Ming*” (明) dynasty, in which poor farmers took the most active part; many cities grown there were mainly commercial. This article realized the activities of these cotton merchants, especially the management of cotton-cloth dealers who seemed to be putting-out merchants, in connection with the character of “*Tzū-hao*” (字號) trading outside the *Ch'ang-mên* (閩門) in *Su-chou* (蘇州) which seemed to have the largest scale of cotton-wholesalers.

## The Development of *Sô* (惣) Solidarity in Cities

—especially on the *Hokke* (法華) riot in the *Tenmon* (天文) era—

by

Takeshi Toyoda

The great riot of *Köln* in Germany in 1074 is known as the first commune-movement guided by the group of wealthy merchants. In order to establish commune cities had to repeatedly make terms with and struggle against the citylord. Also in Japan the sixteenth century was the period when such a riot was predominant in *Kyoto*, *Nara* or other places.

This article treats the *Hokke* (法華) riot mainly in *Kyoto* in the *Tenmon* (天文) era, explaining its process in pre-riot period and the rôle of *Machisyû* (町衆), expecting to be a material for studying the characteristic of the commune-movement in Japan.